

令和3年第4回(6月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和3年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年6月11日(金)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第55号から議案第68号まで
- 第6 陳情第2号、陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
4番	佐藤定君	5番	中川健二君
6番	後藤勇典君	7番	北啓君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	駒形信雄君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	近藤和義君
20番	坂下善英君	21番	佐藤孝君

欠席議員(1名)

3番 林純一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙 管理委員会 事務局長)	中川宏君	防災管財長	伊藤修君

稅務課長	甲斐由紀夫君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	磯部伸浩君
医療対策課長	金子聡君	社会福祉課長	知本政則君
子ども若者課長	市橋法子君	高齢福祉課長	吉川明君
環境対策課長 施設管理幹事	粕谷直毅君	世界遺産課長	下谷徹君
地域振興課長	岩崎洋昭君	移住交流課長	渡邊一哉君
農林水産課長	本間賢一郎君	農業政策課長	中川克典君
観光振興課長	中川裕二君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	宮城徹君	教育総務課長	坂田和三三君
学校教養課長	森和人君	社会教育課長	市橋秀紀君
消防課長	羽二生正博君	両管津理病院長	伊藤藤浩二君

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	梅本五輪生君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回（6月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、5番、中川健二君及び7番、北啓君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る6月8日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告します。

会期につきましては、本日から6月30日までの20日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。

14日は、午前10時から議会改革等特別委員会を開催します。

15日は、午前10時から各派代表者会議を開催します。

16日から21日までが一般質問です。質問者は15人であります。

21日の一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は3件で、国民健康保険税本算定に伴う条例改正及び関連する補正予算等であります。なお、追加議案は17日に議場配付します。

22日は、午前10時から航路問題特別委員会を開催します。

23日から25日までの間が常任委員会審査であります。

28日は、午後4時を目途に航路問題特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後5時を目途に議会運営委員会を開催します。

29日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催し、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

30日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月30日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。令和3年第4回（6月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和3年第2回（3月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第6号から第8号につきましては、議会の委任事項である損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

続きまして、報告第9号 令和2年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

続きまして、報告第10号 令和2年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものです。

さきの1月臨時会及び3月定例会で議決いただいた事業ごとの繰越額が確定し、それぞれの繰越額は、一般会計が21億199万6,000円、すこやか両津特別会計が3,993万円となります。内容としまして、一般会計の繰越事業は、国の補正予算に伴う事業や道路橋梁改良舗装事業などであり、すこやか両津特別会計については、新型コロナウイルスの影響により、工程調整に不測の日数を要したことなどにより、介護サービス施設整備事業を繰り越すものでございます。

続きまして、報告第12号 令和2年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものです。内容としましては、令和元年災農地・農業用施設災害復旧事業におけるものでございます。

続きまして、報告第13号 令和2年度佐渡市病院事業会計継続費繰越計算書については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第14号 令和2年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第15号 令和2年度佐渡市下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、建設改良に要する経費の繰越額を別紙のとおり報告するものでございます。内容としましては、他事業との工程調整や関係者等との協議に時間を要したことなどによる工期の変更等に伴い繰り越すものでございます。

続きまして、報告第16号から報告第18号につきましては、佐渡市が出資する法人についてその経営状況の報告を行うものでございます。内容としましては、報告第16号では佐渡市土地開発公社について、報告第17号では一般社団法人佐渡観光交流機構について、報告第18号では一般財団法人佐渡文化財団について、計画及び決算に関する書類を提出するものでございます。

続きまして、3月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。佐渡市内の新型コロナウイルス感染者は、発生はするものの広がることは抑えることができているとされており、市民の皆様、事業者の皆様のご協力、幸いにも他地域のようなクラスターは発生しておりません。本当に感謝申し上げます。

しかし、今回流行している変異株は非常に感染力が高いと言われております。今後も厳重な注意が必要と考えております。今後も感染予防として既に取り組んでいただいている「新しい生活様式」、特にマスク、人との距離、換気、手洗いの徹底を市民の皆様、事業者の皆様にお願いとするとともに、佐渡市としても県と連携しながら対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種の状況でございます。5月17日から医療機関による個別接種、同31日からは集団接種を開始したところでございます。6月10日現在、9,800名の方が接種を受けており、接種率は約42.9%となっております。現在、接種会場での大きなトラブルはございません。比較的順調に進んでいるというふうに考えているところでございます。

なお、7月末を目途に高齢者への接種の完了に向けて取り組んでいるところであり、ワクチンの供給が確保されているものについては、その後国のガイドラインに基づき、高齢者の後、現在要望を取りまとめている基礎疾患のある方、福祉施設職員のワクチン接種にまずは取り組んでいくことで検討しているところでございます。今後も市民の安全、安心のため、着実に、そして、迅速なワクチン接種を進めてまいります。

一方、国の緊急事態宣言等の発令もあり、観光をはじめとする佐渡の各種産業に新型コロナウイルスが大きな影響を与えております。これまでに承認をいただいた各種の事業を展開し、新たな生活様式への転換や経済活動への一体的な支援を行ってまいります。

2、おけさ柿の霜被害について。特産のおけさ柿への霜被害については、近年にない大きな被害を受けました。面積にして約92ヘクタール、被害総額は1億7,000万円以上を見込んでおるところでございます。また、この影響は複数年にわたるものと見込まれ、生産者の高齢化が進む中、園地の放棄、離農といったことが起きないように、県、JA、NOSA Iなど関係機関としっかりと連携を図りながら、栽培指導等の技術支援、また経営支援策に取り組んでまいります。

3、世界遺産登録についてでございます。世界遺産登録に向けた状況につきましては、4月13日に花角知事、県選出国会議員の皆様と共に、加藤内閣官房長官並びに萩生田文部科学大臣に対し、佐渡金銀山の

世界遺産登録実現に向けた要望書を提出したところでございます。その時点で早期に佐渡へ視察にお越し
いただきたいと、知事と一緒に萩生田大臣をお願いをしたところ、この6月1日から2日にかけて、萩生
田大臣からご視察いただき、現地において相川金銀山宗太夫坑ときらりうむ佐渡を御覧いただいたところ
でございます。特に今回私たちがテーマにしている手工業に対して関心を示していただき、佐渡金銀山の
魅力と価値についてご理解いただけたものと思っております。

なお、先月5月26日には、ユネスコの諮問機関であるイコモスから縄文遺跡群の世界遺産登録について
の勧告が出されたところでございます。佐渡市としても、後に続いていけるよう、国内候補選定及び来年
のイコモス審査への対策を万全に進め、令和5年の世界遺産登録を目指して進めていきたいと考えておる
ところでございます。

4、市長との意見交換会、タウンミーティングについて。昨年度の後半から意見交換会を開催してまい
りました。年度をまたがることになってしまいましたが、5月27日の両津地区を最後に全ての地区を回る
ことができました。また、子育て世代とのタウンミーティングも開催し、子育て世代の皆様から様々なご
意見をいただいたところでございます。この後は、各地区の地域公民館などへの巡回や、よりきめ細かく
ご意見、要望を伺う機会を設け、市民の皆様と一緒に元気な地域づくりに取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 報告案件と行政報告が2つあった。どちらもやっていいのですか。

○議長（佐藤 孝君） 3月定例会後の報告については、これは申合せであるとおりの、法令に基づかないも
のについての質疑は議員全員協議会でやってありますので、本会議ではしないという申合せになっており
ますので、その他の報告についての質疑を許します。

○18番（中川直美君） そうですか。いや、最後のほうが行政報告だったものでちょっと聞いてみました。

報告案件でいいますと報告第17号の佐渡観光交流機構の経営状況並びに、これ3回しか聞けないので、
第18号の佐渡文化財団の経営状況についてお尋ねをいたします。1つは、佐渡観光交流機構のほうの関係
です。国のこの制度の立てつけそのものが非常に変な形になっているというのは理解をするのですが、今
年度においてはもともと観光振興課長だった方を佐渡観光交流機構にも送り込む。そして、委託料が、こ
の予算でいいますと81.6%佐渡市から委託料や負担金を出している。事実上、丸抱えのような組織で、市
長が理事にもなっていると。非常にいびつな組織だなというふうに私は思うのですが、この辺ちょっと整
理かける必要があるというふうに思うので、とりわけ今年度に至っては前観光振興課長だった方も送り込
んでいるという。そうすると、結果として事実上市がやっているみたいな話になるわけで、その辺はどう
なのかというのをお尋ねしたいのが第17号の点であります。

報告第18号の佐渡文化財団の関係です。私が忘れてしまったのかもしれませんが、佐渡文化財団をめぐ
っては予算の否決の問題、予算修正の問題、様々ありました。それで、市長の要請に基づく監査も行われ
ております。もともとは地方創生の交付金のことがあるということは一つだし、もともとその流れの中で
やってしまえみたいなのが大本の計画だったわけで、これは教育委員会だけではなくて、どちらかとい
うと市長部局のほうが主導してやらせたという経過もあるわけなのだけれども、この佐渡文化財団において

も市からの補助金85.5%ということになっていて、教育長そのものは評議員として充て職みたいな形で入ってはいるのだけれども、この間の経過から見るとやっぱり一定程度の仕切り直しというのか、どこに問題点があって、どうだったのかということをした上で再出発というのか何かしないと私は対市民的にも問題があるのではないかというふうに思うのですが、その辺はどうなのかというのがこっちの問題の一つです。

もう一つは、当時の監査でも指摘はしていないのですが、先ほど言いましたように地方創生の交付金の金ですから、好きで使えるわけだ、ざっくり言えば。それに基づいた佐渡文化財団だけの補助金交付要綱、これは今回変える必要があるのではないか。最近の監査でいえば令和2年度の定例監査の後期のやつ、令和2年3月30日の中で初めて勧告というものがうたわれています。これは、地方自治法の改正によって初めて勧告ということで、補助金の問題を取り上げているわけでありますから、そういった視点から見ても補助要綱そのものはやっぱりしっかり見直すというのも私はあると思うのですが、その辺はどのような状況になっているのかを聞きたい。

3点目は、現在の補助要綱でいきますと、例えば事業費は10分の10、人件費は10分の9なのだけれども、事務費は2分の1なのですよね。さっき言ったように全体として86%近く受けている中で、逆に言うところの2分の1を稼がなければいけないと。それも本来難しい状況が私今あると思うのです。そういったことがいろいろなものがまた問題を起こしやすいかと思うのですが、その辺はどうですかということです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、大きな方向性としまして直接観光交流機構については市がやっているというよりも、今年のちょっと事件等もございまして、様々な点からガバナンスをまず整理をして、観光振興課と、これは議会でも何度も申し上げておりますが、観光振興課との役割、そこを明確にしたいと昨年から進んでおったところでございます。佐渡市から職員、課長級を派遣したのも、そこに一つ大きな考え方があるということでございますので、まず在り方としてもう少しきちっと整理をして、観光振興課との役割も明確にしていきたいと思いますと考えておるところでございます。

あわせて、文化財団につきましても、まず今市がやれないことをしっかりやっていくということで、基本的な目標を定めながら取り組んでおるところでございますが、世界遺産登録を踏まえた中で文化の在り方というのは、文化の活性化、文化を活用したツーリズム、そういう方向性と保全、世界遺産を中心に文化の保全、やはりこの2本についてしっかり分けていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。そういう部分の中で、今はまずしっかりと行政ができないことを文化財団が行っていく。ただ、その中で今後観光交流機構も踏まえながら、その活用の在り方というのを色々検討していく。それが世界遺産、令和5年というところを一つの大きな目標になるという形では、私ども今大きく考えている方向性の一つでございます。

補助金交付要綱につきましては、まさしくご指摘のとおりだというふうにも考えております。しかしながら、これも組織の在り方、再編含めて考えていかなければいけないと思っておりますので、それに合わせて検討を進めるべきというふうに考えております。事務費の2分の1の問題でございます。これにつきましては、DMOも同じでございます。補助率が高いということでございますが、当初の段階で自立する

ということを当時の執行部は申し上げておるところでございますが、そもそものDMOの在り方と、DMCという地域の小さな会社をつくっていくという在り方、そこがちょっと一緒になっておるということで、DMOが自立というふうなお話になっていたように思っております。現状のDMOもしくは文化財団の形では、どちらかという自立ではなく、やっぱりしっかりとそれを守っていくと、また活性化していくということが一つ大きな方針になるというふうに思っています。そういうことも併せながら、先ほど申し上げたように、この在り方自体をしっかりと考えながら市との役割分担含めて考えるべきだというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の市長の答弁の中で、観光交流機構は業務委託ですから、補助金ではないですから。前は、観光協会だったときには補助金という名前ではほぼ同じような額を出していた。ところが、今度は業務委託ですから、本来市がやれないことを外に出すということだから、補助金よりももっと市の組織の枠の中に入る組織の位置づけになっていると思うのです。そういう意味でいいまでも、私この間何回も言ってきているのですが、総務省が平成22年ぐらいから出資団体あるいは支援をしている団体についてやっぱり基本的なルールを決めなさいよと。とりわけ観光DMOと、さっき言った国の立てつけそのものがこれ複雑なものだから、ちょっと難しいのだけれども、この問題とこの文化財団みたいなのは、これ特殊です。例えば大きな補助金を出している社会福祉協議会というものが、社会福祉法に基づいた社会福祉法人の社会福祉協議会がありますが、ここにも人件費のどうのこうのということで出していますが、それともまた違う補助金要綱にこれはなっている。これは何でなっているかという、さっき言ったように地方創生の交付金頼みで執行部の企画課あたりがやれて教育委員会に押しつけたものだから、そうになっているというふうに思うのだけれども、きちんとこういった出資法人に対するどう向き合うかという総務省の通知に基づいて、これ何度もやっているのだけれども、やっぱりそのぐらいしっかりしておかないと、また問題が出るのではないかと、あるいは監査が勧告を出した。地方自治法変わってすぐ、ちょっと年度がずれているのだけれども、勧告という制度が新しく出て、議会も監査ももっとチェックしろということで補助金の在り方が出ているわけなのだけれども、その辺はどうですか。

それともう一つは、文化財団については総務文教常任委員会でもやっていましたが、やっぱり一回仕切り直すと。なくせなんてことは言いませんが、本当によりよいものにどう発展させていくかという教訓の上に基づいたスタートが私は要るのではないかな、これも市民からの声もありますが、その辺はどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） やはり議員ご指摘のとおり、地方創生の交付金につきましては、3年ないし5年で自立するというのが大前提になっておるわけでございます。その中でやはり文化財団という作り込みの中では、補助金の項目とそれが適切であったかという私は適切であったとは考えておりません。自立するのであれば委託事業というのはやっぱりかなり難しくなるわけでございますので、観光交流機構の委託事業の問題も併せて、委託ないし100%回すというのは公務員、市役所の仕事をやっていくということに近くなっていくということはやはり外見上そういうふうに見えてしまうというのも仕方ないことだという

ふうに思っています。そういう部分の中で、先ほど申し上げたようにしっかりともう一度文化の場合はツーリズムも含めて考えなければいけないところに来ておりますので、そこを一つの大きなテーマとして取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、今後監査等につきましてはやり方等を含めて、今までのことも含めて、前回の監査で一定程度の答えは出ているというのが今の見解でございます。その中で、人の動き等をまた監査するには、内部ではなくて外部監査が適当だろうという話を監査委員事務局とも話をしておるところでございますので、それが必要であればやはり人の動きということだけになってしまうとやはり外部監査等が必要になるのではないかというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ぜひ総務省の通知何度も言いますが、やっぱり法で定められただけではなくて、大小あるけれども、どういうふうに関わっていくかということは何ひやっていただきたいと思うが、どうなのか。どこの部署でやるのか。もしやるなら教えてください。

文化財団の監査の件ですが、あの監査は私極めて不備だと思っています。私が今言ったようなもともとの動機、何でこんなことが起きたかってことは全くやっていない。市が事務執行がミスだった。文化財団がでたらめに使ったことは一切不問にしているというところがありますので、別に外部監査やれなどと、改めてそういったことを調べ直せと言っている意味ではないです。少なくともこの間の教育の上に立って、どういったいいものをしっかりつくっていくかというぐらいの方向性が私要るかと思うのです。私はそういう意味で言っているのですが、どうでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 様々な課題を整理しながらつくっていくのは当然の話でございます。まず今年、特に文化財団については小人数でもやらなければいけないことを、そこをしっかりと目標を定めて、この予算のほうをお願いしたということでございます。ただ、今後の過去のものとの今後の在り方については、何回も申しておりますが、今回のものが全てではなく、私自身は観光交流機構、そして文化財団、そしてスポーツ協会、こういうところも含めながらしっかりとこの外郭団体、特にほぼ市から経費が行っている団体の在り方、そして今後のそれを活用しながら佐渡のツーリズムを含めた中での佐渡の在り方、ここはもう一度しっかりと議論をすべきだというふう考えておりますので、ここの段階で担当課、文化財団になれば社会教育課ということになりますので、そこの中でまず議論を進めて、トータル的な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 今回の報告第18号、佐渡文化財団の経営状況についてのところですか。あわせて、本日いただきました第2回3月定例会の本議会の意見に対する処理状況というもので、社会教育課のほうからの説明に、佐渡文化財団に学芸員の資格を持った人材を事務局長として派遣したという報告があります。これは、一定程度佐渡市も本気でやるのだということが示されていて評価できるかなと思う一方、今ほどの質疑の中にもありましたけれども、この財団の収益の85%が佐渡市の補助金であると、しかも学芸員資格を持った市の職員を、佐渡市にだって学芸員資格のある職員ってとても貴重にもかかわらず、事務局長

として派遣すると、これすごく佐渡市がお金を入れる、人材を入れる、かなり投資していると私は見るのです。だけれども、これは今日私初めて見えていますけれども、そうするとこの財団というのは一体主人公は誰なのだろうというのが、今まで関心持ってきた市民の中からもそういう疑問が出てくるのではないかと思います。この新年度の予算書を見ると、寄附金、今まで私もずっと問題にしてきましたけれども、予算額の中の受取寄附金、項目はあるにもかかわらず、予算額がゼロというのが、では一体何でこの文化財団をやるつもりなのか、そして誰がこれ本当に主人公なのか、誰が責任持つのかというところを私はすごく曖昧のまま、せつかく事務局長に佐渡市から学芸員資格の方を出しても、結局これ何なのだということなので、そこをどういうつもりなのか。この佐渡文化財団が何を言っているのか、佐渡市は何と言っているのか、そのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

主人公というところでは、文化財団がもちろん主人公でございます。それで、責任については文化財団のほうに理事がおりますので、理事のほうでしっかりとした責任を持って運営をしていくという形で考えているというふうに思っております。また、事業内容等については、無形の部分をしっかりとした事業を進めていくということで、今方向性を出して動いているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） そのご説明は、今までにもさんざん聞いてきて、それが全く何の説明にもなっていないというところが問題だったのです。ですから、主人公は誰ですかということを改めてお聞きしています。この学芸員資格を持った方を文化財団のほうから欲しいと、ぜひこういう人を事務局長にして仕切り直すのだと、そういうことなのか、それとも佐渡市のほうから何かこのぐらいの人材を送らないとできないということなのか、ここはすごく大事だと思うので。欲しいというのだったら自分たち事業をやるためのお金も集めますと。ここもう一つ言うと、賛助会費だって予算額でいったら、10万円集めますと、これで何をやるのですかと。本気ですか。寄附金の予算ゼロ、賛助会費は10万円集めますと。これ私は、どちらが主人公だか。佐渡市が学芸員出すというのは、佐渡市の市民にとって私は損失だと思います。そうならないのだということをもう少しどういうやり取りがあったのか説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

主人公と言われる部分について、本当の主人公というのは佐渡の文化が主人公だと私は思っております。その中で文化財団がどういうことをやるかということでありまして、佐渡市にとっても文化が大事だというふうに考えておりますし、文化財団に有形の部分、昨年池田先生を座長として必要かどうかということ意見を答申をいただきました。それに対して我々のほうも佐渡市のほうでその答申についてどうかということで私たち3月議会に皆様に説明いたしまして、予算をつけていただいたというふうに考えております。その中で、今回理事の方についても一新しまして、しっかりとした運営の中で文化財団、特に無形の

部分を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 私が聞いているのは、これは主人公が文化なんてそんなことはないので、文化がお金を使うのではないです。この事業の責任者が誰になるのかということをお聞きしています。それは分かっていたかと思っています。というのは、ここを踏み間違えると、また同じ3年間、私何度も言いますがけれども、マッチ売りの少女と同じだと。ただマッチ擦って終わり、マッチ擦って終わり。だったらほかのことにお金を使ったほうがいい。佐渡学センターの中にこのような事業をする場所をつくったほうがいいと、そのほうがよっぽど納得がいくという話になってしまう。それを繰り返してはいけない。その覚悟がこの文化財団にあるのかと。どちらが、これ答申出したのは文化財団ではないです。それに応えたのが佐渡市なだけで、それやらなければいけないと応えたのが文化財団ではない、そこを明確にしてください。誰が責任を最終的に取るのか。もう一回お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

私は、主人公と言われる部分は、私はやっぱり文化だと思っております。その責任の問題というのは、文化財団の中で理事がおります。理事のほうで、今回理事を一新しまして、今の昨年の流れ、その前、それまでの流れをしっかりと説明をした中で理事になっていただきたいということで理事になったというふうには私たち聞いておりますので、理事のほうでしっかりと責任を持って、そしてまた佐渡市のほうから学芸員のほう派遣しておりますけれども、その中でしっかりとした運営をするようにということで我々も願っておりますし、文化財団もそういう形でやっていきたいということで、考えているというふうに聞いております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第55号から議案第68号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第55号から議案第68号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案を上程をさせていただきます。

議案第55号 佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進している行政手続のデジタル化や簡略化の取組の趣旨を踏まえ、本条例に規定されている様式の押印欄を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和3年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、令和3年度税制改正のうち、3月31日に専決処分をした事項以外のものについて、市民税に係る医療費控除の特例措置の延長など国税の改正に合わせた所要の改正を行うものでございます。

議案第57号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、温泉等入浴施設の運営見直し方針に基づき、令和3年9月30日をもって、さわたコミュニティセンタービューさわたを廃止し、民間の無償貸付けに移行することから、条例を廃止するものでございます。

議案第58号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定について。本案は、佐渡市に生まれた児童の誕生及び健やかな成長を祝うとともに、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減することにより、子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなり、かつ本市の重要課題である少子化の減速、移住定住の促進及び地域の活性化を図る事業として、第3子目以降子育て応援金となる成長祝金を支給するために必要な条例を制定するものでございます。

議案第59号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、減収補填制度を定める政令のうち、離島振興法第20条の適用期限について改正が行われたことにより、同法の適用を受けて実施している当該条例の適用期限について延長を行う必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

すみません。一部、減収補填制度を定める省令のうちでございます。大変申し訳ございません。条例の一部を改正するものでございます。

議案第60号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、修学支援と定住促進の目的を併せ持つ現行の市奨学金について、修学支援と定住促進を切り分けた制度とし、より一層の教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目指して条例の一部を改正するものでございます。

議案第61号 (仮称)相川認定こども園建設(建築)工事請負契約の締結について。本案は、(仮称)相川認定こども園建設に係る建築工事について、5月25日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結について。本案は、廃棄物処理施設整備構想及び佐渡市一般廃棄物処理基本計画に基づき行うプラント整備のための、佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号 井内住宅D棟建設(建築)工事請負契約の締結について。本案は、井内住宅D棟建設に係る建築工事について、5月25日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市両津消防署に配備予定の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(I型)並びに佐渡市消防団両津方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車(CD-I型)について、5月25日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市消防団中央方面隊並びに南佐渡方面隊に配備予定の小型動力ポン

プ付軽積載車について、5月25日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めらるるものがございます。

議案第66号 財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわた）。本案は、令和3年9月30日をもって施設の管理運営を直営から無償貸付けに移行するさわたコミュニティセンタービューさわたについて、公募により選定した特定非営利活動法人おけさ福祉会に無償貸付けすることについて、議会の議決を求めらるるものがございます。

議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3億6,079万5,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療、福祉提供体制の確保や感染拡大防止対策、産業振興と雇用促進及び地域経済の活性化に要する経費を計上するものがございます。そのほか、温泉利用促進事業や多子世帯出産成長祝金事業、スポーツ、文化活動への支援に要する経費等を増額計上するとともに、新たに老人福祉施設整備事業、羽茂小学校グラウンド改修に要する経費等を計上するものがございます。また、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金や市債等を増額計上し、使用料等を減額計上するものがございます。

議案第68号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、予算の総額は変更せず、財源の内訳を更正するものがございます。補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料を減免するため、介護保険料を減額し、その財源として財政調整交付金及び基金繰入金を増額計上するものがございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第55号 佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 説明にもあったとおりなのですが、温泉等入浴施設の運営見直し方針が決まったという言い方なのですが、入浴施設あり方検討会の中で、2月16日以降にあって決まったのだと思うのですが、2月16日の時点ではビューさわたも含めて4つをどうするのだみたいな話になっていて、運営方針が決まったというのは、方針に基づきとは何のことを言うのですか。もう決まって、市民厚生常任委員会にだけは許可をいただいたということなのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

基づきというところにつきましては、さきに平成28年8月に運営方針再考という形で報告書出ております。こちらに基本方針その1といたしまして、入浴施設は佐渡市では運営しないこととし、原則民間事業者や利用者団体で温泉等入浴サービスを提供してもらうよう対策を講じるという、こちらに基づいております。それに合わせて、入浴施設あり方検討会のほうの中間報告等ございますが、大本はこちらでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 間違っていますよ。平成28年の話でしょう。私もそれ持って、一応あなた方も持って見ているのです。これつまり委託をしたけれども、委託よりも直営のほうが安いというときにもちゃんと書いてあるのだけれども、今入浴施設あり方検討会の中でビューさわたも含めて検討しているのでしょうか。誰か話していると嫌だというのはあるのだけれども、いかにして市民説明の際、納得してもらえる根拠を示せるかが重要であると。施設を2つ残す、残さない、活用策を考えていく、こういう話になっていて、つまりこれが1つで、それともう一つではない。この議論で言うなら。2つ残すなら。4つ残す場合もあると書いてあるのだけれども、その中にビューさわたが入っているのだ。なのに、何でこれ、こことの整合性はこれ全くないではないですか。やるならやるで連帯してやるべきだと思うのだけれども、どうなのかと。

先ほどもちらっと言いましたが、定期監査の中で補助金交付事務に係る勧告あるいは平成30年度の普通財産の貸付けに関する事務執行の問題が監査からしっかり指摘をされている。この辺は、これは今度普通財産になって、貸し付ける方向になっていくのだけれども、問題ありませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

今のところはこちらで動かしてください。といいますのも、入浴施設あり方検討会のほう、まだ中間報告までしかできておりません。最終のほうできるまで結果が見えてきておりません。その中で、現在貸与している施設、そちらと足並みをそろえる形で、1年半という形で今回やらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私やるの駄目だって言っているわけではないのだけれども、つまりそうすると1年半、これから1年半だから来年、ちょうど市長選挙の前ぐらいの年に温泉の在り方が決まるということね、今の言い方だと。そういうことですか。ただ少なくとも市民から見ても、今入浴施設あり方検討会の中でビューさわたの名前も含めていろいろなことが出ています。そうすると、これは公募の条件は今後どうなるかも分かりませんが、募集しますということなのですか。

そもそもこの佐和田のビューさわたというのは、佐渡クリーンセンターを持っていることによって佐和田の方に迷惑をかけるということで、そのあめ玉でもないですが、その代わりとは言ってはなんですがと言って建てた施設になる。そういう状況の中でもあるわけで、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

前提としましては、先ほど言いました基本方針、最終的なもの、新しいものができていませんので、現存のものでやっております。また、あと中間報告、こちらの中でも報告あったように、検討結果としまして、臨時に直営で行っているビューさわたにつきましても同様に無償貸付けでやったほうがいいという検討結果もございます。そちらも踏まえながら我々のほうは、今回1年半ではございますが、このような形で貸付けのほうをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 補正予算との関係もあるものだと思うのですが、人口減少対策で第3子の支援なのだけれども、何でこれ当初予算のときは出てこなかったのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

当初予算の際には、第3子の祝金というような形でのご提案のみでしたけれども、やはりもろもろ事業内容、皆様方のご意見を伺う中で見直した結果、今回条例を提案させていただきました。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前、佐渡市がUターンしてきたら免除するみたいなやつは、国の奨学金制度そのものが非常に不備であった。本来ならこういう奨学金なんて国がしっかりやる、学費を半分にする、本来

国がやらなければならないことを末端の市町村が頑張るわけなのだけれども、そこで2020年に大きく給付型が前進をしたということで、こういうふうに切り替えるのは財源の問題も含めて分かるのですが、今回の場合、市の奨学金の場合、所得制限がかかりますよね。前の制度をつくる时候にも実は所得制限が大きな問題になって、所得が一定程度高い人だってそう楽なわけでもないのですよということで、前の奨学金制度は所得制限も取ったのです。それはそういう経過もあるので、所得がそれなりにあっても、仮に2人で1,000万円あったにしても、3番目の方もいれば4番目の方もいるか分からない。重なったりすると大変で借りられないというようなのが前回のときの奨学金をつくる时候の議論、実はあった。それで、所得制限を取ったというのが状況なのですが、その辺は例えば状況によって、収入状況、家計状況を見て市長が特認条項みたいなものはあるものなのではないでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

市の奨学金制度の所得制限については、国の日本学生支援機構の第2種の貸与型の制限と併せて定めております。それに従って決定していきたいと、判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私の勘違いならあれです。確認ですが、そうすると市の場合は事実上ないというふうに理解していいのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

すみません。説明足りなく申し訳ありません。特別に市のところでの基準はなく、その第2種に従って正式に判断するという事になっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 一言言っておきたいのですが、先ほど言った本来こういったのは学費を安くする問題、国がしっかり諸外国並みに給付型の奨学金やる問題、これを政治が対応していないのが問題なのだけれども、今現時点で本来給付型の奨学金も本当に貧困世帯みたいな、福祉施策みたいなことで非常に厳しい。2017年から比べれば大分よくなったのだけれども、それでも厳しい状況があるわけで、ぜひ十分な周知と分かりやすい、前のを後退させるわけではないのだということもしっかり周知していただきたいと思うのですが、決意いただければお聞きします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

ありがとうございます。新しい制度については、今の高校生、保護者の皆様にしっかり周知を図ってきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 （仮称）相川認定こども園建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 今、気がついたのですが、これは私の記憶ですと平成27年度に包括的な運営管理委託ということで入札が行われました。これ10年間の契約だったのです。その契約の中で、定期点検と大規模修繕が入っていました、条件で。それを含めて何億円ということで入札があった。川崎重工業が取った。安く取ったのです。10年間で、ほかの業者はこんな安い値段でできるかというかなり疑問があった値段でした。それを今回、また大規模改修を7年たって佐渡から金を出す。しかも入札ではなくて随意契約でやる。これは契約違反ではないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

先ほどおっしゃられた長期包括運営管理委託契約ですけれども、そのところには議員のおっしゃるとおりにそういった大規模修繕等が含まれております。ただし、今回行う工事につきましては、廃棄物処理施設整備構想及び佐渡市一般廃棄物処理基本計画を策定しました内容の中で、灰溶融施設を令和3年度末をもって稼働を停止するというので、私どもの都合によって行うようなお話になりますので、今回行う工事につきましては私どもの責任で行う工事として取り扱っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 答弁が分かりにくいのですが、灰溶融施設、メルティングセンターとの絡みで佐渡市がこれを発注したと。随意契約で3億円の工事を同じ受けている川崎重工業に落とした、お願いしたというのが、どうしてメルティングセンターとの絡みでこの大規模改修が必要なのか、もう一度説明をしてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

今ほど私の説明が不足して大変申し訳ございませんが、今回、令和3年度をもってメルティングセンターのほうは廃止するために、今、佐渡クリーンセンターから出ている焼却残渣、こちらを島外に来年度か

ら搬出することになります。ですから、今まで包括契約の中で行ってきた内容と違うような形で私どもの都合でもって行うことになるものですから、今回の工事につきましては包括契約とは別の工事として取り扱ってまいります。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 説明になっていない。私が聞いているのは、メルティングセンターを廃止して、来年からは島外へ搬出するために川崎重工業が10年契約で受けている仕事を、プラスアルファで大規模改修は川崎重工業が持つことになっている契約なのに、別個に佐渡市の都合で3億円の工事を佐渡市が金を出してやるという説明になっていない。メルティングセンターを廃止することによって、どうしてベルトコンベヤから何からという改修工事が必要になるのですか。今まで出ている残灰をそのまま積み込んで船に載せて島外へ持っていくという作業のために佐渡クリーンセンターの改修がどうしても必要なのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明します。

今回の工事の内容ですけれども、資源化受入れ施設のほうに条件を満たすように灰を乾燥した状態から湿潤した状態にする、また重金属の溶出を防ぐため薬剤を添加するとか、そういった集合コンベヤの改造を行います。これは、来年度島外搬出したときに受入れ施設のほうで受け入れられるように、また運搬できるように湿潤状態に灰の性状を変えたりとか、そういったことをするための工事になりますので、今まで出ている灰の性状とは違う状況のものに変えていかなければならないということで、工事をさせていただくものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 長期包括契約するときに、さっき言ったように我々議会も含めて、ああ、なるほどねと、大規模改修も云々ということで納得した経緯もある。そこで聞くのだが、何で随意契約なの。確かにもちろん特殊な工事だということは分かりますが、3億円近いものが随意契約というような話もこれないでしょうかと思うのだけれども。競争入札か何かになぜできなかったのか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

佐渡クリーンセンターにつきましては、プラントの基本性能、いわゆるごみ処理の能力がございまして、これが24時間で120トン処理できるような能力がございまして、この基本性能を維持してこれまで運転管理してまいりました。当該工事につきましては、プラントの基本性能に影響を及ぼすということが懸念されるものですから、システム全体の一体的な機能を確保した上で基本性能を維持するためには、既存設備の構造や機能を踏まえた設計、施工が必要になります。そこで、我々としましては、当該工事の発注はこのプラントの基本性能まで保障する性能発注方式により行っておりまして、具体的に申し上げますと請負者はこの工事期間内に我々の発注仕様書に基づいて詳細な設計を行い、それにより工事を行うこととなります。こうした極めて請負者になかなか困難な状況がございまして、請け負えるかどうかというところをいろいろ事前に確認しましたところ、今回につきましてはなかなか請け負ってくれるところがおらず、発

注方式について本施設を建設した事業者以外難しかったということで、佐渡市財務規則第142条第3項の第2号、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」によりまして、本施設を建設し既存設備の構造、機能性能に精通している川崎重工業株式会社と仮契約をさせていただいたという次第でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、結局、長期包括運営管理委託契約を取って、1回取ってしまえば全てここに行くという話になってしまう、今の話だと。何ででは、これいろいろ聞いてみたけれども駄目だったという話でしょう。これこれこうなのだけれども、競争入札どうですかといったら、まだ荏原製作所もあればほかもあるではないですか。いや、それを性能の差なくやりますって一般公募したのですか。結果的にここの業者に落ちるような大枠であって、結果的にここにしかやらなかった。だから、そういったことを防ぐためにも一般的に公募してみて、誰もこの金額ではやれなかったとか、それならまだしも、はなから設計業者のフレックスとずっと関わっているのだけれども、話ししてやったというふうにはしか聞こえないのだけれども、どうですか、その辺は。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

今回の工事は、先ほど申し上げたように性能発注、それで基本的な性能まで保障するというところで、請負者のほうにはかなり困難な工事ということになります。それで、今回発注するに当たりまして、その辺り請け負っていただけるかどうかというところの意向調査はさせていただきました。私どもが聞いたところで、いずれも今回は請け負えないというような回答が返ってきたものですから、今回はそういったことで川崎重工業のほうを指名いたしました。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 性能発注だろうが何だろうが、やっぱり透明性を大事にすることなのです。予定価格が幾らで、それに対して、いや、うちはこのくらいでなければ駄目だというならいざ知らず、金を出せば何とかあるということだってあるわけだから。ただ問題は、内々に当たったから、当たってみて駄目だったので随意契約にしました。こんなことではみんな随意契約になってしまいます。また監査委員から勧告受けますよ、そういうやり方は。勧告というのは、法令等に違反して、なおかつ市に重大なことを及ぼすということで、令和2年4月1日からなのですが、これ3月から決められたもの。何で透明性を高めなかったのですか。しかも、こういう廃棄物関係についてはいろいろなことが業者のあれがいろいろ言われているのではないですか。こういったところこそ透明性を高めるべきだったと思うのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

今回発注するに当たりましては、私どももいろいろと内部で検証いたしまして、あとほかのところでもこういうふうになっているかということもその辺りも聞きまして、やはりこういったケースの場合、なかなか請け負う業者がないという中で、プラントを建設した業者がこういった随意契約で契約を結ぶとい

う場合が多いということでありましたので、その辺りを総合的に判断いたしまして進めた次第でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 昨年度決算審査特別委員会で、1者見積りによる随意契約のことを随分やりました。そのときに私分かったのは、随意契約ってこれすごく楽なのですよ。果たして皆さんは、性能発注とかいろいろおっしゃいますけれども、こういったようなことを競争入札でやるときのちゃんと事前の準備とか、そういうことをどれだけやったのかなということ、私は申し訳ないですけども、この今のやり取りを聞いていると、一体皆さんどこまで努力したのかということ、つまり随意契約をするときに透明性が大事だということはさんざん昨年の決算審査でやったつもりなのですが、こういうことが出てくるのは私非常に遺憾だと、市民社会的にも遺憾だと思うのです。ほかで例えばこういう工事をするときにどういう入札の仕方しているのかと、よその自治体なり、そういうことは調べられたのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

先ほど来申し上げたとおり、この工事はプラントの一部改良ということで非常に特殊な工事であるというところがございます。ほかの自治体等も聞いてみましたところ、やはり随意契約というようなケースが見受けられるものですから、私どももそれに倣うような形で今回させていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これ委員会でやる前に皆さんにちゃんと聞いていただきたいと私は思います。こういうやり方を今までと同じように説明をしていたら、佐渡市の中の随意契約というのはもう減らないではないですか。調べられたということは、私は一ついいと思います。けれども、でも一般競争入札にはしないという理由には私はならないと思います。特殊だということも分かります。けれども、一般競争入札にしない理由には私はならないと思います。どうぞ説明するのですか。だって、ほかに一般競争入札やっているところだってあるではないですか。どうぞ説明しますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

私どもは今回、いろいろなところのそういったお話も踏まえまして総合的に判断いたしまして性能発注、極めて特殊な工事であるというところを踏まえまして今回のような形にいたしました。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

ここでコロナ対策のため、休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開いたします。

質疑並びに答弁は簡潔にお願いいたしたいと思えます。それと所管の委員会の案件につきましては、できましたら委員会のほうでお願いいたしたいというふうに思えます。

それでは、議案第63号 井内住宅D棟建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 簡潔に聞きます。先ほど特殊な廃棄物でしたが、これ特殊な自動車ですが、これはなぜ随意契約にしなかったのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

消防ポンプ自動車については、本件に係る指名業者、指名競争入札なのですけれども、消防ポンプ協会に加盟している事業者でなければ国が定めた規格に適合する消防ポンプ自動車を製造、販売することができないことから、佐渡市並びに他の自治体と取引実績のある佐渡市入札参加資格登録業者の全てを選定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 入札者が東京支店ということなのですが、こういった特殊な消防自動車、店にいっぱい売っていて、これ持ってくるという話ではなくて、これ専用で造るぐらいの感じなものだろうとは思いますが、いざ万が一のメンテナンスや云々というのはこれどうなりますか。例えば第65号の小型動力ポンプ付軽積載車については佐渡営業所というところになっているわけで、入札そのものもそんなに大きく変わらないわけですね。ということではいうならば、安物買いの銭失いではないが、やっぱりそういったトータル的に見たほうが良いと思うのですが、それは単純に落札価格が低いところになったのだと思うのですが、それは問題ありませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

当該業者でございますが、故障等発生した場合には島内業者で、シャーシの部分に不具合があった場合は島内業者の市内ディーラーが対応していただいております。また、ポンプの不具合については市内の販売店でも修理が対応な部分がございますので、そちらのほうで対応をお願いしておるところでございます。艀装部分で不具合はほとんどない状況ではございますが、発生した場合は納入業者が出張により対応

していただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 一般自動車と同じように対応できるらしいのだけれども、いざというときには来てもらうということなのだけれども、そうするとこの今回の入札をされた業者のそのほかのものというのは現在佐渡消防署の中に何割ぐらいありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 申し訳ございません。そういう数字は手元に持ち合わせておりません。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） 先ほどちょっと似たような内容にはなるのですが、先ほどのものに関してはちょっと特殊な車両なので分からないでもないということも私の中にはあります。ただ、この第65号に関しては小型ポンプ車、俗に言う消防団に配備されているものに関していうと、先ほど説明にあったように島内でもメンテナンスは可能なのではないかとということもあって、4年前にも同じような議案というかあったのですが、その際に私総務常任委員会にいたので、当時の総務常任委員会のほうで市内業者優先発注に係る実施方針の指針に沿うよう入札制度の見直しを検討されたいというような意見のほうもつけさせていただいております。島内の消防車両の整備をできる業者にも幾つかお話を伺ったのですが、先ほどご答弁にもありましたように、島内でもメンテナンス可能だというような話もありましたし、あと県内少し調べたところ、合併前の旧町村みたいなどころでもともと、具体的に言うと魚沼市なのですが、魚沼市の特定の地域だけで入札させていると、その自動車整備会社のみ入札させるというようなやり方もあるので、佐渡においても同じような方式が可能なのではないかなというふうに思っているのですが、それができない理由が何かあれば説明ください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

佐渡市内の業者でできないかということでございますけれども、この特殊車両については車両の艤装が必要となります。それぞれ各消防本部様々な独自の艤装をかけておるところでございますけれども、先ほど申し上げたとおりポンプのメンテナンスは可能でございますが、艤装についてはなかなか島外業者をお願いすることがやっぱり必要になるところでございます。佐渡市内には車両艤装のできる業者がないということから、現在島外業者をお願いしております。

○議長（佐藤 孝君） 広瀬大海君。

○9番（広瀬大海君） 先ほども申しましたように魚沼市だけではなくて県内ほかのところでも幾つかありましたし、もちろん全国見ればもっとあると思いますけれども、その中でもやっぱり小さい本当に自動車整備会社が入札に参加してやっていったところも現にあります。なので、現時点では例えば技術的にちょっと足りなくて入札の条件に合わないというようなことなのかもしれないのですけれども、少し技術を覚えてもらえればできるというのであれば、そういったふうに促していく。最近はちょっと議会でもあまり言っていませんけれども、3年、4年ぐらい前まではできるだけ市内、島内で発注してほしいというような要望も出しておりましたので、そういった可能性もあるのかどうかも含めてご答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

消防本部といたしましても地元業者でできないかということでいろいろ照会をかけたのですが、やはり艀装についてできないということで、参加するについてはそのまま島外の販売店へ依頼することとなりますというようなご返答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 財産の無償貸付について（さわたコミュニティセンタービューさわた）の質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） さわたコミュニティセンタービューさわたについてお伺いします。

契約の無償貸付けについてなのですが、まず熱源供給の設備は、今現状どのようになっているのでしょうか。佐渡クリーンセンターの余熱利用が活用できないような状態にあるというような話も聞いたのですが、現在その状況はどのようになっているのか。活用されていない、できないような状況であれば、これわざわざ附帯施設としてつける必要があるのかどうか。

それと、もう一つは無償貸付けの期間が10月1日からとなっておりますが、この10月1日からというのはどのようにして決定したのか。当初予算にサウナの修理、修繕とかがついていたと思うのですが、それが終了した後ということでの10月1日なのか、その辺の期間について、期間決定についての状況をお話してください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

まず最初に、熱源供給のほうの現状でございます。数年前に壊れて、今は佐渡市で直営している段階では使ってございません。この後お認めいただければ、当事者である無償貸与者のほうとまたお話をしながら直すか、あるいは直さなくていいという最終判断したいとは思いますが、相手方、内々の話では今のと

ころは利用しないという予定でございます。

それから、10月1日からというところにつきまして、こちらは移行期間というところでございます。引継ぎ等もでございます。それから、今ほど議員言われますようにサウナのほう故障してございます。そういったものを直すのに相当日数かかりますので、そういったものを持ってからお渡ししたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 附帯施設ということで、今後相手方と相談しながらというところだと思うのですが、数年前に壊れていて、佐渡市も直さない、使っていないというものをわざわざつける必要があったのかというところがまだちょっとよく分からないのですが。

それと、10月1日からという件については移行期間ということなのですが、サウナの修繕等々は渡す前までにほぼほぼいい状況で渡すことができるような予定であるのか、そこのところを、まだ完全に修繕とかできていないのに期間だから渡しますよというような状況にあるのかどうかというところで説明ください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 最初に、熱源供給のところでございます。やはり今佐渡クリーンセンターのほうで過去は24時間稼働してフル回転しておりましたが、今はごみの量も減ってございます。そういった面で土日とか祝日休んでおる、それとか時間帯も、特に夜とか稼働しているわけではございません。入浴施設使うときにやはり夜間のお客さん多うございますが、その時間帯にはやはり熱量は来ないような状況でございます。そういった面も考慮しますと、あまり効果はないのかもしれませんが、もともとこちら公募する際にも以前からこういう形でやっておりましたので、附帯施設という形になっております。そういったものでございますので、一緒に出させてもらいました。

それからもう一つ、サウナのほうでございます。やはりサウナのところ、特殊なものでございます。90日ぐらいかかるというふうに聞いておりますので、ぎりぎりとなりますが期限までにはやれるように準備のほうを進めてございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 無償貸付けですが、過去に、くどいのですが、平成31年度の定期監査のときの財産の無償貸付けに対する監査の意見、令和2年度の補助金に関わる勧告の中でこういった問題出ているのだけれども、年度途中でやることによって市の持ち分と業者の持ち分というのがこんがらがってしまうというような側面もあるのだと思うのです、この間の監査の指摘を見ていると。その辺問題ないのかというのが一つです。

それともう一つは、相川の無償譲渡とはまた全然違いますけれども、貸付けだから。だけれども、さっき言ったサウナをしっかりと直してやるとか、無償貸付けに関わる全体の経費は一体幾らになりますか。

3点目、先ほどもちらっと言いましたが、これ補助金適正化法の関係で、これは休館にして廃止をすることはできない施設ではないか。できますか。その辺、廃止することはできるのか、補助金適正化法の関係で。つまり入浴施設あり方検討会の中だけれども、廃止することもあり得るわけだ、この後。先ほどやったけれども。これ私は、もともと廃止することができなくて、補助金の縛りが強いからやっていかなけ

ればならないというふうに思うわけ。だとするのだったら、やっていただける業者にはそれなりのきちんとしたものをやっぱりやる必要があるのではないか。入浴施設の中の利用者で言えば5万人を超えて、最近では一番多い場所になっているのかな。ということだから、その辺どうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

1点目の年度途中というところでございます。そういったこともございますので、10月1日までにその点を今度引き受けていただける業者様とご相談はしていきたいと思っております。

それから、経費についてですが、当初予算のほうで年間の予算で計上させていただいております。その中で修繕費、やはり改修費、この後もないとは限りませんので、そういったものは残させていただきますが、それ以外の部分については半年分、おおよそを削減するような形で予算のほうはしてございます。それ以降については、修繕等がもし発生した場合にはこちらのほうで対応するというところでございます。

それから、廃止云々というところでございます。一緒にこれ合築事業でやってございます。県営事業のたしか中山間だと思いますが、そちらとこちらのほうでやってございますので、そういった全体的な面で言えば、これは今のところ廃止するべきではないと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 当初予算に盛ってあるから、それを私に見ろということなのだろうけれども、大体だから貸付けに関わる経費は全体で幾らなのか。前の無償化では貸付けではない、無償譲渡の相川温泉のときだったけれども、やったはいいが、どんどん水膨れのように増えたという経緯もあるので、一体幾らかと。市の施設だから、最終的に改修費は後々出てくる分にしても、一体幾らかということなのです。

入浴施設あり方検討会との関係で言います。あなた方の4月のときの公募は、この施設は今後も存続させるために無償貸付けします。市は、もうこれは残すことに決めているというふうに見るわけだ。一方では、入浴施設あり方検討会の中でビューさわも含めてどうするかという議論をさせておいて、2つを残すみたいな議論があったりもしているわけで、それは決まったらやめてもらいます。今言ったように中山間の関係もありますから、農林水産省の補助金と国土交通省の補助金でできていますから、実際問題はもうオミットにするわけにいかない施設なわけだから、やっていただくのなら直営でやるよりも安いということ、経費削減できるのだったらしっかりした手当てをすべきだと思うので、そういったものは何かあるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） この後の経費というところでございますが、半年後については一般的な経費はございません。事前に直せるところは直していきたいと思っておりますので、今年度についてはないものと思っております。

それからもう一点……もう一点何でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 当初経費のほうですが、2,895万5,000円でございます。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほどの市民生活課長のご説明にあったことについて2点、今環境対策課の方から来ているので確認をしたいのですが、佐渡クリーンセンターの稼働がどうなっているということです。何か入浴の時間帯には止まっているという説明がありましたが、こういう施設というのは止めるのでしょうか。

それから、今ごみの量が減っているというご説明ありましたが、私どもは人口が減っているけれども、ごみの量は減っていないと、こういう説明を昨年も聞いていたと思うのですが、その辺り環境対策課のほうからちょっと説明をお願いしたいです。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

施設が建てられた当時については24時間焼却炉を稼働してございましたが、現在ではごみの量が減りまして、土日休日夜間については焼却を行っておりません。このためその時間帯については温水ではないという形でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） それで環境対策課のほうで今のご説明でよかったのか、ちょっと分かったら。というのは、ビューさわたがよそとは違って400円で安いというのはこの熱源供給があるからだという説明ずっと聞いてきたと思うのです。そうすると、建てられた当時はというのが一体どのぐらいのことなのかも分からないですし、いまだに400円と安い。これどういうことですか。これ整合性あるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

粕谷環境対策課施設管理主幹。

○環境対策課施設管理主幹（粕谷直毅君） ご説明いたします。

まず、ごみの量ですけれども、家庭ごみの量につきましては若干増えておりますが、事業系のごみの量は減っております。総体的に申し上げますと、やはり減っておる傾向にあると思います。

あと、佐渡クリーンセンターの稼働状況につきましては確認させていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ビューさわたの件です。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第67号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第67号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 総務費のページ数でいいましたら13ページ、滞在型観光促進事業、これと関連して21ページに入ってしまうのですけれども、滞在型観光促進事業なのですけれども、これ同額がマイナス計上され、そして21ページのほうで同額がまた予算計上されています。その辺のところの内容をお聞かせください。特定有人国境離島地域社会維持の交付金が得られなかったために20ページにおいてコロナ対策の交付金を使っているのか、その辺のところの説明をお願いしたいです。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、当初予算の段階では特定有人国境離島を申請するために総務費のほうに計上させていただいておりました。その後、この経費に係る部分につきましては有人国境離島から除外するというので、対象外という扱いで内閣府から通知がございましたので、今回コロナ対策費のほうに上げさせていただきました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 予算書の17ページ、4款衛生費の温泉運営費及び温泉利用促進事業についてです。所管なので詳しくできませんので、概要を1点だけ確認させてください。

先ほども質疑の中であったのですけれども、こちらの事業、年度の途中から、10月1日からの開始ということになります。その理由としては、他の貸付温泉施設との終期を2年間契約なのでその終期を合わせるためにということですが、こちら事業者が替わると、たとえそれが年度当初に切り替わったとしても様々なトラブルが続出するものなのです、現場サイドでは。なので、何が言いたいかということ見込みが非常に甘い。この予算づくりを見ると、温泉運営費で単純にマイナス920万円取下げとして、かつ温泉利用促進事業で新しく貸付温泉が増えるからその分を単純に入れましたという話なのですが、年度の途中にこの補助事業をやってどれだけ執行できるのか自信がありますか。例えばこの健康増進事業、社会福祉協議会をお願いするにしても年度の途中では非常に厳しい。お客さんを集めるのも非常な労力がかかります。このような形で単純に事業者に渡してしまうと、もう年度の途中でもうやめますというようなことが私には容易に想定できます。先ほど別途何かしらの手当てというものはないというような課長の答弁がありました。全く何らかの措置も行わないという考えは市長も同じ考えなのではないでしょうか。伺います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 国の事業からやっているところなので、何かをしなければいけないという指摘は

十分理解はできますが、要件を加味して手を挙げていただいて、その上で10月からやっていただけるということで議論しておる中でございますので、まずは本年度は今の段階ではこういう形でお願いしたいというふうに思っております。しかしながら、今後冬場に向けてまた経済等の状況を踏まえながら、例えば温泉キャンペーンとか様々なものは取り組んでいきますし、今回落とされた方は既にいろいろな施設等でいろいろな誘客に取り組んでおる経験があるところでもございますので、私は議員おっしゃるように簡単に投げるとも思っておりませんし、しっかりとやっていただけるのではないかとこのように今考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 予算書の15ページの老人福祉施設整備事業、地質調査業務委託料について伺います。

概要の説明のところ、特別養護老人ホーム歌代の里新築移転に伴う実施事業者を公募するため、建設予定地の地質調査を行うというふうに説明がありますが、これは民間に公募するというので、民間に公募する前提としての作業だと思えますが、これは佐渡市がその予定地といたしますか、そこを指定したことにより、その地質がどうなのかということで調査をしなければいけないということで予算計上されたのだと思いますが、もしその場合、出てきたデータが思うような数値ではなくて、ここは適地ではないよというふうな判断を相手方といたしますか、公募した場合にうまくないようなデータが出てきた場合には、この予定地という部分をなくして、一般的なその代わりにする特別養護老人ホームを場所的には佐渡市側が指定しないで応募するのか、その辺りの考え方はどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

今回の地質調査につきましては、候補地として両津文化会館の駐車場を地質調査させていただくものです。あの土地が以前沢で低くなっていたということもありますので、今回地質調査をさせていただいて、その結果に応じて基本的には造成費がかかっても両津病院の近隣ということであそこでやりたいという思いはありますが、調査結果によって検討が必要になることも想定されております。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 土地を造成というか、増強するというか、そういうふうな考えを今課長示されましたが、それはやはり佐渡市がそこに造ってほしいということなので、公費でその土地をしっかりと担保することになるのか、その土地については佐渡市の土地だと思いますけれども、その後どういうふうな形にするのか、説明いただけますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

土地につきましては、無償貸付けで予定しておりますし、あの場所になるかどうかということにつきましては地質調査の結果を見て判断させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ページ数でいうと15ページです。第3子以降子育て応援事業と多子世帯出産成長祝

金事業の関係です。これは間違いですよ、この上げ方は。当初予算で目玉事業として第3子以降の子育て応援事業を400万円組んだのです。議会が認めたのです。まだフレームや制度の設計の中身がしっかりしていないから、協議をしながら充実をさせて補正を組むというのなら分かる。落として新しいものを上げるという、これは我々議会としてどうしていいか分からない。多分議会事務局やった方々なら分かると思う、議員も分かると思うのだけれども、執行部も悪いわけではない。議会が悪いといえば悪いのだけれども、これは新年度の当初で400万円という新規事業だったものを落として振り替えるとか言うのだけれども、新しい違うものにつくり替えるということだから、当初予算を認めた議会としては一体何だったのだということになるわけでありまして、これは本来ならば第3子以降子育て応援事業の新年度予算のところに補正額として本来のせるのが私は正しいと思うのだが、財政課長、答えたそうだからどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

当初予算のほうで第3子以降子育て応援事業というところで400万円当初に組んだわけですが、見直しがあったということで、支給額、それから支給時期、制度の中身が変わったということで、事業名称も変わり、今回条例も上げたわけでございます。その関係で組替えさせていただいたということになります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そういうことをやると、ほかだって何だってできるのです、同じように。これは、予算の原則からしてやっぱり問題があります。ぜひその点は、今後にしっかり生かしていただきたい。これは執行部側にも制度設計がしっかりしていなかったというのもあると思うのです。先ほど条例も一緒に出す、要綱も確定はしていないものの、こんなふうにやりたいというのをやっぱり議会に示す。それを見て議会も修正すべきはする。駄目なものは落とす。それをしなかったら、ずるずる、ずるずるなるのだということをお知らせから強く言っておきますが、これちょっと市長に聞きたいのだけれども、昨日ある方が、70歳超えていた女性の方でしたけれども、300万円もらえるなら頑張ろうかしらって言っていたのです。つまり何言いたいかという、もともとは第3子を産んでいただく、そのことの制度である。今回の結果的に言うと、第3子っていろいろ出ているけれども、では第3子は金かかるけれども、第2子は金かからないのかよみたいな話で、子育て負担の軽減策と出生祝金というのは本来制度が別なのです。似ているようだけれども。そこの切り分けがしっかりできなかったことが今回のことを生んだと思うのだけれども、つまりこれでいくと3人目はいいのだけれども、では2人しか持てなかった家庭で大変なものいっぱいあるわけだよな。そういった対応はどんなふうを考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そういふ点も鑑みまして、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業のほうを設置しながら、お祝いということは子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業で全ての子供をお祝いしよう。3子目につきましては、これもやはりここ数年の調査の結果、やはり3子目に挑戦をしたいという思いの方々、多くが経済的な負担がやはり3子目になるとかなり厳しいというお声をいただいている中で、3子目という形で設定をさせていただいているところでございます。ただ、もう議員の皆様ご存じだと思

いますが、私どもこの景気対策の中で子育て世代についてはかなり重点として今までも支援をしてきたつもりでございますし、その中に多子世帯支援ということもあって、その中でもやはりなぜ3子目以降なのかというご批判もいただいたところでございます。そういうことも鑑みながら今回の制度にしておりますし、1子目、2子目についても、また今後経済の状況を見て、国の補正予算の状況を見ながら、また支援のほうも考えていきたいと思っておりますので、子育ては全体的な総合施策として今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 細かいことを1点だけ聞いておきます。今市長が言っているように奨学金もそうだけれども、本来国が子育てしやすい制度をつくる、働き方をつくるというのを今の政治がやっていないのが私問題で、これ末端の自治体が頑張らなければいけないのはあるのだけれども、これは申請をしないともらえませんか、それとも自動的にもらえますか。よく市長、申請主義だというものですから聞く。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 説明いたします。

申請をお願いするというで立てつけております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） すみません、今10款教育費でいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 4款までです。

○13番（荒井眞理君） 4款。では、また後にします。

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産費から10款教育費までについての質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 指名されましたので質疑させていただきます。

10款の教育費、25ページです。小学校スクールバス運行費の車両運行委託料が増えている、これなんで6月からいきなり180万円も増えるのかということ。

それから、その次の羽茂小学校のグラウンド改修費に、これ1億1,583万円というかなりお金を使うのです。何か特殊なグラウンドだったと記憶していますが、この改修費、これ全面的にする工事なのか。その間子供たちが代替に使うグラウンドとかほかの経費というのはこの中に入っているのか。どういう立てつけなのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

スクールバスの補正についてですが、令和2年11月に起きました金井小学校スクールバスの事故により、その路線について市内の交通事業者へ委託をして運転してまいりました。当初令和2年度中ということで

委託を受けていただきましたが、その後令和3年度も年間通して委託を受けることができるということをして3月末に受けまして、引き続き令和3年度もお願いすることになりました。その差額が今回の補正として出ております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） 羽茂小学校のグラウンド改修についてご説明をいたします。

グラウンドの状況、雨水排水機能が非常に低下してございまして、屋外の教育活動に影響しているということで、グラウンド全面6,200平米ございまして、これを全面改修いたします。特殊なということではございせんけれども、舗装については3層、一番上層についてはいわゆるグリーンサンドというところで舗装を検討しているところでございます。

あと、工期の工事中の代替施設の経費というところについては工事費の中には見てございせん。現状、関係の小学校、それからこども園のほうに今計画をしているというところをお話をしております。代替施設については私どもご協力できるところは調整等々ですが、入ってお話をさせていただいて施設の確保をしていきたいというふうにお話を今しているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） この後段の羽茂小学校のグラウンド改修というのは相当大きな事業になるのだろうというふうに思っています。夏休みとか時期的なことがあるのか分からないのですが、子供たちのいろいろな事業に差し障りがあるときの支出というのはこれからまた補正とかで出てくるのですか。私、何となくこういう大きい工事は夏休み中にやってしまうのかなと思ったのですけれども、今いろいろな施設を使って子供たちの活動に支障がないようにするとおっしゃいましたが、そういう経費というのはこういうところは全く含まなくても大丈夫なのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明いたします。

工期については、今計画しているところは予算のほうをお認めいただきましたら、発注のほう8月上旬に何とかしたいと思っております。今のところ年内に何とか現場の作業のほうを終えたいというところで考えているところでございます。代替施設については、今小学校とお話ししているところは、例えば今まで雨の状態グラウンドの状態が悪いときに例えば運動会を小学校体育館のほうを使って使用していたというようなところもございまして、この後また経費かかるかかからないかということもございまして、しっかり小学校、それからこども園のほうとお話をしていきたいと思っております。基本的にはそういった費用のかかからない、かかればもちろん検討はしていくことにはなりますが、今のところは学校のほうも体育館とかそういったところを使いたいというようなことを検討させていただいているというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） あとは所管のほうでお願いしようと思っておりますけれども、もともとここは水はけがよくないということでこの特殊なグラウンドにしたと思うのです。それで、今これだけの改修をさらにしな

ければいけないということを教育委員会として、このグラウンドの在り方が適切だったのか、あるいは場所がよかったのかとかそういうことの評価は一体されたのかということとはちょっと一応ご説明いただきたい。というのは、同じことをこれ何年ごとですか。何年かごとに、七、八年ごとに1億円も出しているわけにはいかないと思うので、これが果たして今回やらざるを得ないとしても、このやり方どう評価されているのか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） グラウンド、学校の場所というところの評価というのは非常に難しいと思います。ただ、なかなか今私のほうで、すみません、お答えができません、ご説明ができませんが、基本的にどのような場所、どのような工法で修繕等々をする場合であっても、基本的には全くその後維持管理がかからない、補修等々が必要のないというものはまずないと思っております。どこについてもその状況に応じて必要な手当てをして使っていくということになろうかと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の羽茂小学校のグラウンド改修ですが、近々にできたばかりではないですか。これ結果的に手抜き工事だったのではないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明いたします。

申し訳ございません。前回の工事がどういう工事かというところ、内容等々すみません、確認してございませんので、今のご質問にすみません、お答えできる材料はございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中学校と小学校と多分勘違いしているのだと思います。中学校はできたばかりですが、小学校はもう以前からありますので。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前から悪かったわけでしょう、そういうことは。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○18番（中川直美君） あそこにすごい業者だかがいるみたいだけれども。その辺、何で、ではこんなに金をかけなければ、特殊な排水のグラウンドだとは思っているのですが、それにしてもかかり過ぎるのではないかぐらいに思うのは、もうちょっと説明お願いします。

もう一つ、ページ数では21ページの快適な生活応援事業の関係です。今暑くもなってきた、エアコンの問題やいろいろなことがあって、一体これはどの程度の消化状況なのか。例えば安心、安全については、何件に対してどのぐらいだったということだけれども、6つだか幾つの軟水器も含めてあるわけだけれども、どういう状況なのか。今白物家電がなかなか半導体不足の中で困っているというのものもあるのだけれども、そういった影響はないのかどうなのか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

羽茂小学校のグラウンドでございますが、以前から雨水排水機能が非常に低下してございまして、地域のほうからも要望をいただいております。要望いただいて、現場の状態を含めて私どものほうでは設計のほうも進めてまいりまして、その上で補助事業の要望等々もしてまいりましたが、財源の確保等々というところがなかなかうまくいかなかったところもございまして。このたび令和3年度補助事業要望しまして、4月20日でございますが、交付金の内定通知をいただいたというところでございますが、事業のほうを実施するというので、今回予算のほうを計上させていただいております。

それから、工事費のお話でございますが、先ほど私舗装のお話だけさせていただきましたが、舗装以外暗渠排水700メートル超でございます。それから、集水ます、それから側溝工というところ、およそ200メートルでございますが、そういったところ、全体の雨水排水機能の改善というところを図るために工事費のほうを算出お願いするものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

快適な生活応援事業でございますが、4月の臨時会で予算のほう1,000万円で議決のほういただきました。5月18日から受付のほう開始しましたが、既に受付前から多くのお問合せもいただいていた状況でございます。受付後もかなりの申請ございました。現時点でございますが、件数でいいますと550件を超えております。そのうち約85%がエアコンということで、480件近くがエアコンの申込みでございます。金額でいいますと、今回補正をしまして合計で3,000万円ということにさせていただきましたが、それを上回るような申込みの状況でございます。

それから、白物家電の影響でございますが、様々報道等でお聞きをしている状況ではございますが、今のところ私どものほうに大きな影響というものはお聞きしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 商工費のインキュベーションセンター、これは市長の目玉だと思うのですが、テレビの報道でも盛んに市長がお話をされていたようですが、これは横文字使っていますが、ちょっと内容を詳しく聞かせてもらえますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） ご説明いたします。

インキュベーションセンターにつきましては、起業間もない、会社を起こして間もない会社がそこで営業拠点として活躍していただくというところの施設でございます。通常の成熟されたというか、ある程度経験を取った会社が入るというわけではなくて、新しい会社が入っていただいて、そこで活躍いただきたいという施設でございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 起業間もない会社が入っていただきたいというのは今の説明で分かりましたが、何

をする、どの場所で何を改築するのですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） ご説明いたします。

今回インキュベーションセンターとして自治体が整備する物件が1つ、民間が整備するインキュベーションセンターへの支援、これは1件ございます。1点目の自治体が整備する支援する建物につきましては、佐和田地区河原田商店街にございます空き家を改修して、そちらをインキュベーションセンターという位置づけにしたいと思っております。

もう一点、民間が行います施設につきましては、加茂湖沿いの吾潟に今民間の方がインキュベーションセンターという位置づけでトレーラーハウスを活用したものを計画しております。こちらについて2分の1の補助をしてインキュベーションセンターということで営業していただくという計画を立てております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） ですから、今質疑したように何をやる予算なのですか、何をやる施設を造るのかという質疑だったのです。インキュベーションというのは、何か辞書引くと人工哺育とか書いてありますが、何を主にやる施設を目指しているのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そこに入る企業が何をやるというのは全くこだわっておりません。そうではなくて、新しい起業家がそこに入って事業を行うという中身でございますので、今回ビジネスコンテスト等で優勝されました方々がそれぞれそういうところに入って起業していくということになります。ビジネスコンテストで上位に入られた方は、釣りのマッチングアプリを行うビジネス化の方とか、ちょっと私にはなかなか難しいところもあるのですが、そこは投資会社等を踏まえながら民間の投資会社をお願いをして事業の可能性を取っておるところでございますので、やはり民間の視点で民間の企業を起こす方が取り組んでいく、そういう場所を提供するというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から10 款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 課長が聞いてくれて合図が来たもので。コロナの影響で云々ということで、具体的にどういう制度で何人なのか、こういう予算額なのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

今回のコロナ感染による介護保険料の減免については2つ項目がありまして、1つは感染症により死亡もしくは重篤な疾病を負った世帯、もう一つが感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入が前年所得の10分の3以上減少した世帯の保険者ということになっております。予算規模につきましては、100人を想定しておりまして、予算金額については第5段階の7万4,400円掛ける100人ということで、744万円を計上させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全国的にも介護保険料が上がった云々という中で、渡辺市政は据え置いて頑張っているわけなのだけれども、今コロナ禍の中でやっぱり100人だけではない可能性もあるし、その分は国庫負担か何かで見てもらえるということでもいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

100人に設定した理由としましては、前年度実績が129人ということで、今回それを参考に100人ということで設定させていただいております。予算計上では国の財政調整交付金が2割入ってくるということで今計上しておりますが、今後4割に変更される見込みもありますので、実績のほうで調整させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第68号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 陳情第2号、陳情第3号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、陳情第2号、陳情第3号についてを一括議題といたします。

陳情第2号、陳情第3号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、16日午前10時から一般質問を行います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど休憩動議という動議を経て賛同者がいたわけですから、これは専決事案ですから、議長としては本来諮るべきであったと思うのですが、どうして諮らなかったのかお答え願いたい。

○議長（佐藤 孝君） 正式に休憩動議ということで私のほうの耳に入っておりません。したがって、何かそちらで2人で話しているようなことは聞きましたが、正式に休憩動議と手を挙げていただければ分かりましたが、正式なものとは私は感じておりませんでしたので取り上げませんでした。

以上です。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時25分 散会